

鹿児島県行政庁舎清掃業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準

鹿児島県行政庁舎清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札において、入札参加者から提出された各評価項目の評価に当たり、入札価格の評価（以下「価格評価点」という。）、資格審査事項の評価（以下「資格評価点」という。）及び技術提案に対する評価（以下「技術評価点」という。）の観点で評価する。

落札者の決定に当たっては、最適な事業者を選定するため、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある入札者のうち、価格評価点、資格評価点及び技術評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者とする。

1 総合評価の方法

(1) 総合評価点

総合評価点の満点を100点とし、その内訳は価格評価点を50点、資格評価点を25点及び技術評価点を25点とする。

(2) 価格評価点の算出方法

予定価格の制限の範囲内（予定価格 \geq 入札価格 \geq 最低制限価格）にあるものについて、次の計算式により算出する。

価格評価点 $=30+20\times(1-(\text{入札価格}-\text{最低入札価格})\div(\text{最高入札価格}-\text{最低入札価格}))$

（小数点以下切り捨て）

(3) 資格評価点の算出方法

「庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要領」における「審査事項評価数値表」のうち、下記の事項の直近の審査結果を、次の計算式により算出する。

（事項）

営業の実績、営業年数、経常比率、自己資本の額、職員の状況、機械器具等の保有状況

（計算式）

資格評価点 $=\text{上記事項の合計点数}\times(25/160)$ （小数点以下切り捨て）

(4) 技術評価点の算出方法

技術提案に対する評価に係る提出書類をとりまとめたものを技術提案書という。

次のアからウの評価項目について、入札参加者から提出された技術提案書を別表の評価基準に基づいて評価を行い、評価項目ごとに得点を算出する。

ア 履行体制及び品質保証取組

① 本業務に従事する責任者の資格、経験について評価

※資格：建築物環境衛生管理技術者又はビルクリーニング技能士

※経験：2年以上

- ② 日常清掃の作業計画（配置人員，配置，経験）について評価
- ③ 定期清掃及び特別清掃の作業計画（配置人員，配置，経験）について評価
- ④ 自己検査体制（インスペクター・清掃作業監督者）について評価
- ⑤ 緊急時の体制（危機管理マニュアルの整備，バックアップ体制等）について評価
- ⑥ 業務マニュアル（作業管理，品質管理，マナー）について評価
- ⑦ 本業務の実施に際し，その清掃方法について，以下について提出があった提案について評価
 - a 施設の長寿命化に資する清掃方法
 - b 環境負荷低減を図る清掃方法
 - c その他清掃全般に係る特記事項（独自の清掃方法やアピールポイント）
 - ※既存書物等の写しのみ提出は評価しない。
 - ※具体的な提案とし，目標等抽象的な提案は評価しない。

イ 教育・研修体制

- ① 従業員への研修内容・実施状況について評価

ウ 履行実績

- ① 延べ床面積5千㎡以上の日常清掃を行っている建物について，過去3年間の契約実績の中から3件を選定し，その発注元による履行証明により評価
 - ※契約実績は，1年以上の契約を対象とする。
 - ※県との契約については，1千㎡以上を対象とする。
 - ※実績物件の選定は，入札応募者が行う。
 - ※建物は，駐車場・倉庫及びこれらに類する建物を除く。
 - ※敷地内の複数棟は，延べ床面積を合計できる。
 - ※下請け受注分は除く。
 - ※会社倒産等により履行証明書の収集が不可能な場合は，契約書の写しのみでよい。但し，会社倒産等が分かる客観的な添付資料を提出することとし，提出がないものは評価しない。
 - ※発注者・受注者が，親会社・子会社の関係の場合の契約分は除くこと。（親会社・子会社の定義は連結財務諸表原則第三の一の2による。）
 - ※発注者，受注者のいずれかの役員が，民法第725条の規定する親族関係である場合の契約分は除くこと。

(5) 落札者の決定方法

総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ただし，同点の場合は，くじ引きにより決定するものとする。

平成28年1月14日 策定

平成28年12月8日 改正